

子どもの権利を守る

1994年に日本が「子どもの権利条約」を批准してから、今年の4月22日で31年となりました。子どもの権利条約に「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の四つの原則がありますが、実態はどうでしょうか。

令和7年3月に公表された厚生労働省のまとめによると、令和5年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は22万5509件で、前の年度より1万666件多く、これまでの集計では過去最多となりました。

～児童虐待は重大な人権問題～

最も愛されるはずの親から虐待された子どもは、心に大きな傷を残し、情緒面や行動面への問題や、社会性や対人関係性に困難を抱える場合も少なくありません。

虐待する親は、子どもを自分の所有物としてしか見ていないことが多く、子どもが個人として持つ幸せで健やかに生きる権利を著しく侵害しています。児童虐待は、重大な人権問題であるという認識が必要です。

～大人の義務とは～

子どもの成長について、親は必要な保護の責務を負うとともに、一人の人格として尊重し、地域社会はこれを支援していかなくてはなりません。

親として、地域の一員として子ども達とどう向き合うのか、子どもの権利についてしっかり考えましょう。